

# 防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

大分県

## 1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

### (1) 大分県における農業用ため池の概要

#### ア 現状と基本的な考え方

大分県の気候は複雑で北部、中部、西部、南部に分かれており、年間降水量は中部や北部で少なく、西部山岳地帯から山沿い及び県南東部で多くなっている。県下の農業用ため池は2,105か所あり、年間降水量の少ない県北（国東半島を含む）地域に全体の約6割が分布している。このうち、農業用ため池の決壊により下流人家、公共施設等に影響を及ぼす恐れのある防災重点農業用ため池は1,021か所ある。

これらのため池について、決壊した場合の下流への影響度等を踏まえ、市町村・管理者等と協議を行い、優先順位を決定して、防災工事等（劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、防災工事や廃止工事）を計画的に実施する。

また、防災工事等を計画的に実施するため、工事内容等に応じた県・市町村等の役割分担（事業主体）を明確にする。

このほか、防災工事の完了までに一定の期間を要する防災重点農業用ため池においては、応急的な防災工事の実施及び管理・監視体制の強化を図るとともに、地震又は豪雨によるため池決壊に備え、ハザードマップ等を活用した浸水区域内の住民の避難等の対策を講じるなどのソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を進める。

#### イ 所有者及び管理者の状況

別表1のとおり

### (2) 大分県における防災工事等の実施状況等

別表2のとおり

## 2 劣化状況評価の実施に関する事項

### (1) 劣化状況評価の推進計画

法の有効期限内に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期限内を前半5年（前半5年とは令和3年度から令和7年度であり、以下「前期」という。）及び後半5年（後半5年とは令和8年度から令和12年度であり、以下「後期」という。）に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度を踏まえ、計画的に劣化状況評価を実施する。

なお、防災工事の実施に要する期間を考慮し、前期で県内全ての防災重点農業用ため池（近年改修済みと廃止予定を除く）の劣化状況評価を実施する。

ア 前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池：228か所（R7年度着手）

（R3～R7：840か所のうちR6まで着手：612か所、うちR6まで完了：612か所）

イ 後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池：－か所

### (2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、経過観察を行う。

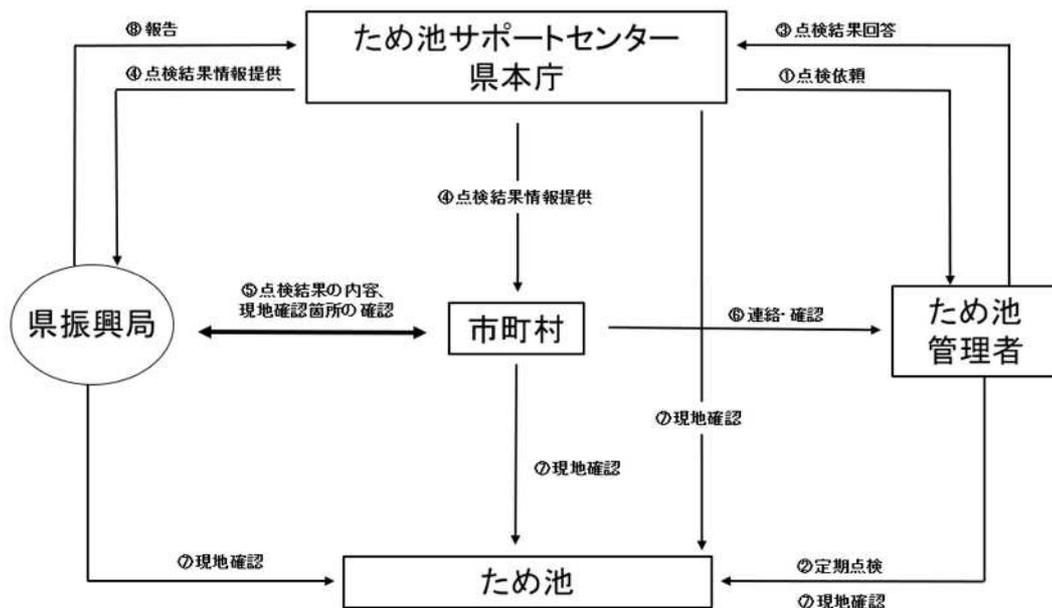
- ア 経過観察の頻度：1回以上/年
- イ 経過観察を行う防災重点農業用ため池：別表2のとおり
- ウ 経過観察を行う者：ため池サポートセンター又はため池管理者
- エ 経過観察の報告方法：ため池サポートセンターは、別紙参考様式により県へ報告  
ため池管理者は、別添参考様式により市町村を通じて県へ報告

(3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したものも含め、都道府県及び市町村内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

- ア 定期点検の頻度：1回程度/年
- イ 定期点検を行う者：ため池管理者
- ウ 定期点検の報告方法：ため池サポートセンターを通じて県・市町村へ報告

役割分担(図解)



3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度や劣化状況評価の結果を踏まえ、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。ただし、実施箇所については、随時計画を見直す。

- ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池：11か所 (R7以降着手)  
(R3~R7: 73か所うち R6まで着手: 62か所、うち R6まで完了: 62か所)
- イ 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池：37か所 (R8以降着手)

ウ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報： 別表2のとおり

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

基本指針第3の2(1)③に規定する都道府県知事が特に必要と認めるものは、ため池貯水量、浸水区域のため池からの距離に応じた家屋・公共施設等の戸数で算定した影響度が高い箇所とする。

#### 4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度等も踏まえ、劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたため池について、市町村・管理者等と調整し、計画的に防災工事を実施する。

ア 前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： 13か所（R7年度着手）

（R3～R7：95か所うちR6まで着手：82か所、うちR6まで完了：29か所）

イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： 76か所

ウ 個々の防災重点農業用ため池の情報： 別表2のとおり

(2) 廃止工事の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、ため池利用状況を踏まえ、市町村・管理者等と調整し、計画的に廃止工事を実施する。

ア 前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 3か所（R7年度着手）

（R3～R7：58か所うちR6まで着手：55か所、うちR5まで完了：32か所）

イ 後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 36か所

ウ 個々の防災重点農業用ため池の情報： 別表2のとおり

(3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

ア 文化財保護担当部局との調整

計画段階で担当部局と事前協議を行い、事業実施までに必要に応じて調査を行う。

イ 環境担当部局との調整

計画段階で動植物や環境等の専門委員の意見を伺い、実施する。

ウ 上水道担当部局との調整

上水道の貯水地として、農業用と共同利用がある場合、必要に応じて担当部局と調整を行う。

#### 5 防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価

実施主体： 県

イ 地震・豪雨耐性評価

実施主体： 県

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

(ア) 全面改修：県

(イ) 原則劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価の結果に基づく部分改修で、当該部分改修を実施することで、防災工事が完了するもの。(ただし劣化状況評価の結果に基づく部分改修は堤体に限る。)：【県】

(※単独で行う緊急放流施設の整備は耐震対策に含まない。)

(ウ) 上記以外の部分改修：【市町村】

(※単独で行う緊急放流施設の整備含む。)

エ 廃止工事

実施主体：市町村

(2) 技術指導等の内容

ため池サポートセンターを大分県土地改良事業団体連合会内に設置し、専門技術者によるため池管理者等への相談窓口設置や管理に関する技術的指導・助言等を行う。

(3) 情報共有及び連携の方法

県、市町村、土地改良事業団体連合会等関係者で毎年度、防災工事等における実施時期、工事内容等の検討を行い、防災工事等推進計画の見直しを検討する。

## 6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

(1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、可能な限り速やかに防災工事を実施し、所要の安全性を確保する必要があるものの、対象となる防災重点農業用ため池の箇所数が多い等の理由により防災工事完了までに一定の期間を要する場合は想定される。このため、防災工事の完了までの当面の間、応急的な防災工事(損傷個所の補修等)が必要な場合は、市町村又はため池管理者で実施するとともに管理・監視体制の強化を図る。

地震又は豪雨により、防災重点農業用ため池の決壊の恐れが生じた場合、県又は市町村は、貯水位の強制低下、崩落個所の拡大防止、洪水吐の堆積除去等の決壊の防止、ハザードマップ等を活用した浸水区域内住民の避難等について、安全性の確保に注意しつつ、管理者と連携し、的確に実施する。

(2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

ため池の管理・監視体制を強化するため、一定規模以上の防災重点農業用ため池に遠隔監視が可能となるよう水位計や監視カメラの設置等を行う。

R12年度までの設置目標数：185箇所

- ・令和3年3月31日(初版策定)
- ・令和4年6月30日(第1回変更)
- ・令和5年3月31日(第2回変更)
- ・令和6年3月29日(第3回変更)
- ・令和7年3月31日(第4回変更)